

## 香芝市告示第49号

香芝市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号、第5号、第10号及び第11号に規定する地域子ども・子育て支援事業（以下「地域子ども・子育て支援事業」という。）の安定的な運営を継続して提供できるよう支援するため、予算の範囲内において香芝市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（令和7年12月24日付けこ成事第628号こども家庭庁長官通知）の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の「子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業」に規定する対象者のうち、香芝市内で地域子ども・子育て支援事業を行うものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに購入し、又は賃借した物品のうち、地域子ども・子育て支援事業の提供のために必要な物品の購入又は賃借に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、放課後児童健全育成事業にあつては5万円を、放課後児童健全育成事業以外の事業にあつては2万5,000円を上限とする。

2 補助金の申請の単位は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる単位とする。

(1) 放課後児童健全育成事業 1支援当たり

(2) 前号以外の事業 1か所当たり

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年3月31日までに、香芝市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者の実績は、前項の規定による申請によって報告されたものとみなす。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、香芝市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 交付すべき補助金の額は、前項の規定による補助金の交付の決定をもって確定したものとみなす。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第5条関係）

香芝市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

電話番号

香芝市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金の交付について、香芝市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請し、及び請求します。

- 1 地域子ども・子育て支援事業の種類
- 2 補助対象経費の合計額 金 円
- 3 請求額 金 円

添付書類

補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し

第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市地域子ども・子育て支援事業  
継続支援補助金について、香芝市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金交付  
要綱第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

交付決定金額 金 円